

第23回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第23回定例会

令和4年2月28日

開会 13時30分

閉会 16時30分

出席委員
(14名)

会長 依田繁二	14 齊藤敏彦
3 武井誠	15 関敏夫
5 関 一夫	16 小宮山信幸
7 小山孝幸	17 小野澤文利
8 青木茂良	推進 射手誠司
10 成山喜枝	推進 佐藤邦利
11 柳澤峰晴	推進 関泰秀

欠席委員
(9名)

会長代理 若林泰平 1 荻原勝夫 2 深井佳人 6 小林澄男
12 宮下通 13 大塚賢 18 笹平民男 推進 杉田修司
推進 荻原清一

※新型コロナウイルス感染症対策により、人数を制限して開催したことによる欠席者

議事録署名委員

15 関敏夫委員 16 小宮山信幸委員

出席職員
(6名)

農業委員会事務局
事務局長 小林 幸司
事務局次長 小宮山 真二
事務局 小林 誠司
事務局 河口 晋也
事務局 酒井 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 空き家に付属した農地の指定登録申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 全員協議室

事務局

ご苦勞様です。若林会長代理が欠席のため事務局で進行を行います。本日表彰式が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大しているため中止とさせていただきます。表彰につきましては、地区の担当農業委員が、伝達式ということで表彰を行いますのでご承知おきください。定例総会においても感染対策を行いながら人数を制限した開催となりますので、ご協力をお願いします。それでは第23回定例総会を開催します。

議長

皆さんこんにちは、暦の上では雨水が過ぎ、雪から雨に変わる季節になりますが、今年は寒さが厳しく、ようやく今週から雪も解け春を感じるようになってきました。連日のコロナ禍で本日举行される表彰式は中止とし、伝達式に変更させていただきました。新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、慎重審議で進めさせていただきます。それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員は15番関敏夫委員と16番小宮山信幸委員にお願いします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。先月の総会で一時転用の審議が行われた、〇〇の営農太陽光についての区分地上権設定の申請です。太陽光の設置者と、その下の農地の営農者が異なる場合には、農地法第3条で区分地上権の許可を受け、その期間を農地法第5条による一時転用期間とあわせる必要があります。当農地は平成31年3月18日付で3年間の区分地上権の設定を受け、この申請が1回目の更新となります。先月の総会で、当農地の、農地法第5条による一時転用が許可相当となったため、それに付随する区分地上権の設定も問題ないと判断しました。なお、本申請が許可となった際には、農地法第5条の許可日と同日付で許可書を発行するようになります。

番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は経営面積を拡大するため譲り受けるものです。申請地では水稻を栽培する予定です。譲受人自宅から徒歩1分と近いため、問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人共に〇〇の方です。譲受人は譲渡人の孫で、すでに当農地に建てられたハウスで苺を栽培しています。譲り受け人が受給している補助金の関係で、権利の移動が必要となったため、今回の申請となりました。

すでに譲受人が耕作しており、適切な管理がされているため問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員 事務局の説明通りです。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 それではよろしくをお願いします。資料は2ページになります。場所は〇〇のところですか。譲渡人の〇〇さんは、農地は持っていますが農業はしていません。貸付で耕作をお願いしています。譲受人の〇〇さんは、申請地のすぐそばに自宅がありまして、周辺の農地も耕作しているということで問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、小山委員より説明をお願いします。

小山委員 説明します。場所は3ページを参照してください。譲渡人の〇〇さん、譲受人は〇〇さんで〇〇さんは〇〇さんの孫です。譲受人は新規就農者として6年目になります。イチゴ栽培中心に営農しています。今回イチゴ栽培の規模拡大ということで譲り受けました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特に

ないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、図面は4ページ、5ページをご覧ください。〇〇にある農地です。集合住宅、駐車場敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請者は申請農地の耕作が困難なため、申請地及び隣接する宅地に集合住宅の建設を計画するものです。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 説明します。資料は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。アパートを建てたいということです。周辺は住宅に囲まれています。特段問題は無いと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齋藤委員 申請地の北側に畑があると思いますが、日当たりは大丈夫でしょうか、アパートの高さによる日照不足が心配です。お聞きしたいと思います。

事務局 この場所は勾配のあるところです。日照については問題はないかと思えます。

議長 他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

番号1、〇〇、所有権移転、図面は6ページ、7ページをご覧ください。

〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在、実家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建設したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号2、〇〇、所有権移転、図面は8ページ、9ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地の隣接する自宅の駐車スペースが不足しているため、申請地を駐車場として利用を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号3、〇〇、使用貸借権設定、図面は10ページ、11ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請で、追認案件です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、譲渡人は譲受人の妻の父にあたります。譲受人は平成17年に申請地の隣接地に住宅を建築しましたが、自営業を営むようになり、申請地を自宅の庭として車両や建築資材を置くようになりました。このたび、申請地が農振除外及び農地転用許可を受けていないことが判明したため、顛末書を付して申請になりました。なお、申請地は令和4年1月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転、図面は12ページ、13ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人はマーケティング企画業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は自社及びグループ会社の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転、図面は12ページ、14ページをご覧ください。〇〇にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲受人はマーケティング企画業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は事業拡大に伴い、自社及びグループ会社の資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用を計画するものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転、図面は15ページ、16ページをご覧ください。〇〇にある農地です。貸駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は2名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は申請地周辺に本社を含め数か所の工場を経営しており、従業員の増加に伴い、駐車場が不足しているため、申請地を経営会社への貸駐車場として利用を計画するものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号7、〇〇、使用貸借権設定、図面は17ページ、18ページをご覧ください。

ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、譲渡人は譲受人の妻の母にあたります。譲受人は現在、アパートに住んでいますが、手狭なことや、妻の両親の面倒をみるために、妻の実家に隣接する申請地を借り受けて住宅を建設したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号8、〇〇、賃借権設定、図面は19ページ、20ページをご覧ください。〇〇にある農地です。店舗、駐車場敷地の申請です。譲受人はスーパーマーケット経営を行っている〇〇の業者です。譲渡人は6名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は申請地及び隣接する雑種地にスーパーマーケットの建設を計画するものです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

番号9、〇〇、使用貸借権設定、図面は21ページ、22ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で、祖父と孫の関係になります。譲受人は現在、実家に住んでいますが、手狭なため、祖父の農地である申請地及び隣接する宅地を借り受けて住宅及び家庭菜園として利用を計画するものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号10、〇〇、所有権移転、図面は23ページ、24ページをご覧ください。〇〇にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は販売業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に隣接する宅地を借り受けて事業を行っていますが、事業拡大に伴い、申請地を駐車場として利用を計画するものです。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号11、〇〇、所有権移転、図面は25ページ、26ページをご覧ください。〇〇にある農地です。店舗敷地の申請です。譲受人は製材業を行っている市内の業者です。譲渡人は2名おり、〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は申請地及び隣接する宅地に店舗の建設を計画するものです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号12、〇〇、所有権移転、図面は27ページ、28ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は2名おり、〇〇の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅及び家庭菜園を計画するものです。第2種農地で、位置的代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 それでは説明します。資料は6ページ、7ページを参照してください。場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは現在両親と同居していますが、子供の成長と共に自宅が狭くなり、申請地を譲り受けて住宅を建てたいということです。周辺農地への影響は少なく第3種農地ということもあり、特段問題はないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 それでは説明します。〇〇にあります。資料は8ページ、9ページを参照してください。譲受人は〇〇さん譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは車を4台所有していて、現在の敷地が狭いため隣接する農地を譲り受けて、自家用駐車場にしたいそうです。周辺農地への影響は軽微だと考えられ、また3種農地のため問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、射手委員より説明をお願いします。

射手委員 それでは説明します。〇〇にある農地で、〇〇にあります。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。〇〇さんは建築業を営んでいて、申請地の近くに自宅があります。建築資材を住宅敷地に置いていましたが、限界がきていて申請地に農地転用しないまま使用していました。現状を認識していなかったため今回、顛末書を付して追認申請になりました。資材置き

場、駐車場、庭として使用するそうです。隣接する所有者には事業説明を行ったそうです。周辺への影響は軽微と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 説明します。譲渡人は〇〇さんです。譲受人は〇〇です。〇〇さんは相続で取得した農地です。〇〇の事業拡大により駐車場が欲しいということで今回の申請となりました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきまして、関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 説明します。場所は〇〇にある農地です。譲渡人、譲受人は先ほどの番号4と同じで、〇〇さん、〇〇です。事業拡大により資材置場が不足するというので、申請になりました。よろしく申し上げます。

議長 資材置場には何を置きますか。

関敏夫委員 パレット中心で、入口付近は駐車場にしたいそうです。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号6の案件につき

まして、関一夫委員より説明をお願いします。

関一夫委員 場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇さんで〇〇で工場をいくつか経営しています。従業員も増えて駐車場が不足してきたため、駐車場を探していました。譲受人は2名いまして〇〇さん、〇〇さんで求めに応じたということです。隣接する農地もなく集落に接続しているため特段問題はないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号7の案件につきまして、関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員 説明します。地図は17ページ、18ページをご覧ください。〇〇の農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんはアパートに住んでいて、手狭になったということと、妻の両親の面倒をみるため市内5カ所ぐらい探しましたが、妻の実家に隣接する農地を借りて住宅を建てることになりました。隣接する方の承諾はいただいているそうです。譲渡人は妻の母です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員 道挟んで南側は野菜畑かと思いますが、農薬問題はないのかお聞きします。

事務局 ドリフト等の関係はわかりませんが、申請地のそばに母の家がありますが今まで問題は起きていませんので、大丈夫かと思えます。

齊藤委員 今は老夫婦が住んでいて気になっていないところもあると思いますが、新築して若夫婦が住むとなると感覚が違ってくると思いますので、十分気を使っていたきたいと思えます。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

- (全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号8の案件につきまして佐藤委員より説明をお願いします。
- 佐藤委員 説明します。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇でスーパーマーケットを経営しています。譲渡人は6名いまして〇〇の方、〇〇の方です。水利の関係が心配でしたので確認してきました。〇〇、〇〇の水利組合等の承諾はいただいているということでした。地元住民はスーパーマーケットができるということで便利になり喜んでいきます。よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号8の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
- 小野澤委員 大規模開発ということで、何点かお聞きしたいと思います。〇〇の出店実績を教えてください。
- 事務局 本店が〇〇で県内3カ所になります。〇〇に2店舗〇〇と〇〇、それと本店の〇〇です。今回で4店舗目となります。
- 小野澤委員 はい、ありがとうございます。次に資料の20ページの平面図を見ますと、中央に道路がありますがこれはどうなりますか。
- 事務局 真中に通っている赤線と水路がありますが、建設課と協議しております。又この場所は水田地帯ですので、水の関係が一番心配されますので、確認したところ〇〇大規模説明会が2回ほど行われていて合意されているそうです。
- 小野澤委員 ありがとうございます。次に同じ20ページを見ますと、西側に雑種地がありますが、どんな感じの扱いになりますか。
- 事務局 今回の申請地は資料19ページを見ていただき、薄く線のあるところが雑種地で、転用許可は必要ないところです。計画はこの雑種地を含めてになります。全体面積13637平方メートルで、農地面積10902平方メートルとなります。
- 小野澤委員 ありがとうございます。建物がどのようなレイアウトになるか教えてください。周辺農地への影響が心配になります。

- 事務局 レイアウトは、〇〇、〇〇、〇〇の3筆に建物で北東になります。〇〇の道からの2ヵ所になります。残りの面積が駐車場になります。250台停められます。北から南の高低差がある土地ですので、日照については問題はないと思います。
- 小野澤委員 ありがとうございます。最後に工期を教えてください。
- 事務局 申請書の予定工期は令和4年4月頃から令和5年1月末日となっています。オープンは令和5年2月以降と思います。
- 小野澤委員 ありがとうございます。令和5年2月頃オープンの期待を膨らませながら待ちたいと思います。
- 議長 ありがとうございます。他にございますか。
- 関泰秀委員 賃借権契約30年となっていますが、30年後の条件はどうなっているか、将来的なことを教えてください。
- 事務局 30年間というのは、転用者、地権者の方の賃借権契約の年数になりますが、今回の計画ですと30年間終わった後は閉店することがわかったらやめるけどそうでなければ続けるという契約になっています。
- 議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので裁決に入ります。番号8の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。
- （全員挙手） 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号9の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。
- 小野澤委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんです。〇〇さんは実家に住んでいますが、手狭になったため祖父の農地を譲り受けて住宅を建て、家庭菜園もしたいということです。隣接者3名いまして説明済ということです。日照、通風関係は周りが農地なので問題はないと思います。雑排水については、公共下水道設備となっています。特段問題はないと考えますが、ご審議よろしくをお願いします。
- 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号10の案件につきまして、青木委員より説明をお願いします。

青木委員 よろしく申し上げます。譲渡人は〇〇さんで、譲受人は〇〇です。場所は〇〇にあります。パンや日用品を製造販売しています。〇〇は〇〇に本店があります。今回事業拡大で事務所や倉庫としても利用するので、隣接する農地を譲り受けて駐車場にしたいということです。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号11の案件につきまして、武井委員より説明をお願いします。

武井委員 よろしく申し上げます。譲受人は〇〇で、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんです。場所は〇〇です。資料の25ページを参照していただき網の部分の宅地と合わせて、ものづくり工房として事務所兼工房の店舗を作りたいということです。〇〇は譲渡人の〇〇の農地です。〇〇と網の宅地で住宅はもう一人の譲渡人〇〇さんです。〇〇ですので、管理はしていませんでした。〇〇の事務所が、同じ25ページを見ていただいて旧道沿いにあります。今回の申請地に移転するそうです。アクセスもよくなり便利になるといことで今回の申請になりました。周りは住宅地ということで特段問題はないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。体験型施設ということですね。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号12の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 よろしく申し上げます。場所は〇〇にあります。譲渡人は〇〇さん、〇

○さんです。譲受人は○○さんで借家に住んでいて、住宅と家庭菜園ができるところを探していました。資料の27ページを見ていただくと分かるかと思いますが、不整形地の農地ということで譲渡人が全部買うことを条件に譲り渡すことになりました。○○さんは条件に応じ今回の申請になりました。周辺住民の了解はいただいているそうです。住宅、家庭菜園、駐車場を計画するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第4号議、空き家に付属した農地の指定登録申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案、空き家に付属した農地の指定登録申請について説明します。

令和3年8月より施行になりました空き家に付属した農地の別段の面積の引き下げのための指定登録申請になります。番号1及び2は関連があるため、一括で説明いたします。

番号1、○○、地目は畑、面積は460平方メートルです。番号2、○○、地目は畑、面積は5.98平方メートルです。図面は29ページをご覧ください。併せて、別添資料の配置図と現地写真をご覧ください。○○にある農地です。申請者は○○の方で、空き家の所有者と同一です。申請農地は空き家バンクに登録された空き家に隣接しており、周辺の状況は北側に○○、東西には他者の農地、南側は自身の空き家となっています。そのため、圃場への通作路は空き家及び空き家の東側の幅員1メートルの赤線のみとなります。申請者は地元農業委員である関委員と相談する中で農地の譲受人を探しましたが、先ほどの条件の農地のため、耕作機械を入れることも困難で、受け手が見つからない状況です。申請者は高齢で今後の農地の維持管理は困難なため、指定登録を行い、空き家とセットで売却を計画するものです。本申請内容は、東御市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の適用条件はすべて満たしており、空き家に付属した農地としての下限面積設定をすることは適当と判断しました。なお、指定登録完了後に空き家と指定農地の取得予定者が発生した際には、下限面積要件を1ルールとしたうえで、農地法第3条申請を行うこととなります。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1

番号2、の案件につきまして関敏夫委員より説明をお願いします。

関敏夫委員 場所は〇〇と〇〇の堺のところですか。所有者の〇〇さんが、昨年の秋頃農地を手放したいけど、どうすればいいかと相談にきました。現地を確認に行きました。畑に行く通路は幅1メートルしかなく大型機械が入りません。周りにも道がありません。〇〇さんの空き家に隣接していたので、事務局に相談して、空き家と一緒に売却するということになり今回の申請となりました。〇〇さんは高齢で〇〇に住んでいます。家は築10年ということです。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1、番号2、の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

関泰秀委員 空き家バンクに登録済ということですが、これからどうなるのか教えてください。

事務局 空き家バンクに登録する係と協議してます。登録は1月にしてあります。農地と空き家をセットで売る指定登録ができましたら、農地付の空き家でホームページで紹介していきます。

議長 他にございませんか、ないようですので質疑に入ります。番号1、番号2、の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第5号議案農地利用集積計画2月分について事務局より説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農地利用集積計画2月分について説明します。資料6ページから7ページが通常の利用権設定です。21件、30筆、合計37,006平方メートルです。資料8ページが所有権移転です。1件、3筆、合計2,014平方メートルです。資料9ページが中間管理事業を使った利用権設定です。13件、20筆、合計30,954平方メートルです。全体の合計は35件、53筆、69,974平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして、第6回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今回は4件の申請です。

1件目は、〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類です。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得として〇〇円、目標は〇〇円です。年間労働時間は2,440時間、目標は2,000時間です。主たる従事者の人数は1人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、現状と目標は変わりなくリンゴ〇〇アール、クルミ〇〇アール、サクランボ〇〇アールとなっております。リンゴに関しては、木が古くなってきているので新しい木に植え替えるそうです。その他に水稻、プルーンも作付しています。加工品はリンゴの出荷ができなかったものをジュースにしています。農用地及び農業生産施設は、農用地としては全部所有農地です。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、現状として古い機械なので能率が悪く、リンゴの木の寿命もあり生産量が減少しているそうです。目標としては、新しい機械の導入を行い効率の良い作業をしたいそうです。また、新しい苗木を植え、生産量を確保していきたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、家族内で役割分担を行い一人の負担を軽減したいそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、目標として、季節雇用を活用しつつ、家庭内で役割分担を行い一人の負担を軽減したいということです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画は、スピードスプレイヤー〇〇台となっております。以上です。

2件目は、〇〇さんです。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに施設野菜でイチゴと生食ブドウです。イチゴ栽培を主にしています。生食ブドウは苗木を植え終わったところで5年後ぐらいで収穫ができるそうです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得として〇〇万円、目標は〇〇万円です。年間労働時間は2,300時間、目標は1,800時間です。主たる従事者の人数は1人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、主にイチゴです。作付〇〇アール、生産量〇〇キログラムで5年後には冬、春も増やして生産量増を図りたいそうです。生食ブドウはシャインマスカット、クイーンルージュで5年後を目指し収穫したいということです。農用地としては全部借入地です。現状〇〇アール、目標〇〇アールとなっております。農業生産施設として現状は鉄骨ハウス〇〇棟、目標は〇〇棟となっております。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、現状として給水装置が自動ですが排液濃度等が数回の設定しかできないので、目標として、気温、土

壤水分量、排液濃度等全自動でできる給水装置の設備を整え効率化したいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、ホームページやSNSを使用してブランド化や販売を行っていくそうです。現状イチゴに関しては〇〇に出しています。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、目標として、人材確保したいということ、里親制度による人材育成や後継者の育成をしていきたいそうです。その他として、スーパーL資金による借入とビニールハウスの増設となっています。経営の構成として常時、臨時雇用者を増やしていきたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画は、ビニールハウス〇〇アール〇〇棟、暖房機〇〇台、給液装置〇〇台ということです。スピードプレイヤー〇〇台となっています。以上です。

3件目は〇〇さんです。両親から引継ぎ〇〇を経営していてブドウ栽培をしています。〇〇さんは会社を辞めて後を継いだということで、新規の申請です。農業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに果樹類で生食ブドウです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得として〇〇万円、目標は〇〇万円です。年間労働時間は現状は6,600時間、目標は3,800時間です。主たる従事者の人数は2人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、巨峰が主でしたがシャインマスカット、クイーンルージュだけにしていきたいそうです。加工品ですが、今はやっていませんが5年後にはドライフルーツを販売したいそうです。農用地及び農業生産施設は、所有地として〇〇アール借入地は〇〇アールで合計〇〇アールで、現状、目標は同じですが、令和2年度にあらたに借地を増やして生産規模拡大をしています。目標の5年後に向けた生産量確保のために実施しました。ということです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、生産量拡大のため令和2年度から農地を拡大し、集約ができたので諸経費の節約、効率的な農業経営を目指す環境が整ったそうです。又、借入地はハウス栽培をしたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、令和6年度より拡大した農地から収穫が増加予定となりますので、収支目標をしっかりと設定し経営管理をしたいそうです。

農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、目標として、両親から引き継いだので、長男も今後一緒に経営をしていく予定があるので、農地を拡大し、農業従事時間についても分散させていきたいということです。その他として、サラリーマンの経験を生かして営業活動の強化を図りたいそうです。3年後の目標として、〇〇やでの販売強化をしていきたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画は、ビニールハウス〇〇棟となっております。以上です。

4件目は、〇〇さんです。60歳過ぎてから農業を始めました。農

業経営体の営農活動の現状及び目標の営農類型は現状、目標ともに露地野菜でアスパラです。令和7年の目標で施設野菜もしたいということです。農業経営の現状及びその改善に関する目標は、年間所得として〇〇万円、目標は〇〇万円です。年間労働時間は、現状は3,120時間、目標は2,700時間です。主たる従事者2人です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として、アスパラガスで作付面積の現状は〇〇アール、目標は〇〇アールです。農用地及び農業生産施設は、全部所有地で現状、目標ともに〇〇アールです。農業生産施設はハウスを〇〇棟建てたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標、措置ですが、現状は降霜、梅雨等の災害に弱いということで目標は春、夏取りへの移行とハウス栽培を行い、雇用の増員、販路開拓等により利益率、販売量、生産性を向上させたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置は、手作業からWeb化に移行したので、継続して事務の効率化を進めたいそうです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置は、現状は臨時雇用が2名ですが作業の軽減を図りながら3名から4名に増やしていきたいそうです。その他として後継者を育成していきたいそうです。生産方式の合理化に係る農業用機械の取得計画は、ハウス〇棟です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。1件目 関泰秀委員より説明をお願いします。

関泰秀委員

よろしくお願いします。〇〇さんについてお話しします。主な作物は果樹でリンゴ、クルミ、サクランボ、プルーン、水稻です。クルミについては、表彰されたこともあります。後継者については、息子さんがいますし、娘さんも近くにいて将来的な心配はないかと思えます。勤めながら農業をしていましたが、今は農業中心に頑張っています。高い技術を持っていて地域に貢献しながら専業農家として努力されています。私も教えていただきました。今後も頑張ってもらいたいと思いました。

議長

ありがとうございました。1件目の案件につきまして、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、2件目の案件につきまして、成山委員より説明をお願いします。

成山委員

よろしくお願いします。〇〇さんは、35歳という若さで意欲がとてもありました。叔父が仕事を辞めてイチゴとトマト栽培を始めましたところに7年間修行して平成27年に独立して今に至っています。ビニールハウス2棟と暖房機〇〇台、給液装置〇〇台を取得したい計画で、ビニールハウス〇〇棟を冬春用のイチゴを栽培するので暖房機が必要になるという

ことです。頑張っているのが大変よくわかりましたので、認定のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。2件目の案件につきまして、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、3件目の案件につきまして、小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 ○○さんの申請につきまして聞き取りをしてきました。会社を早期退職して農業を始めました。息子さんもいずれ一緒にブドウ栽培をするそうです。○○というホームページを開設して、分かりやすくなっていて、積極的に取り組んでいると思いました。サラリーマン時代の人脈をいかして、○○はじめ○○に販路を作りたいと話していました。親子三代で農業経営をしていきたいと意欲をみせてくれました。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。3件目の案件につきまして、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようですので、4件目の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 よろしくをお願いします。○○さんは妻とアスパラを栽培しています。露地栽培のため天候に左右されるので、経営を安定させるためにもハウス栽培を導入したいと考えているそうです。経営規模拡大ではなく、安定した経営をしたいということが話の中から感じました。以上です。

議長 ありがとうございます。4件目の案件につきまして、ご意見のある方は挙手の上発言をお願いします。私から質問させていただきます。他の3名は後継者がいましたが、○○さんの後継者と将来的にどうするかお聞きしたいと思います。

佐藤委員 現状では後継者はいませんが、将来的には子供が後を継ぐと思います。

議長 他にございますか。ないようですので認定農業者として認め決定とします。4件の感想ですが、しっかりとした収支計画に基づいて農業をしていて期待が大きいです。頑張っしてほしいと思います。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)